○厚生労働省告示第三百九号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、平成二年労働省告示第七十五号（労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日以後に支給すべき事由が生じた同法の規定による休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定について適用する。

平成二十七年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表中「

平成3年1月1日から同年3月31日まで	110
平成8年10月1日から同年12月31日まで	90

」を「

平成3年1月1日から同年3月31日まで	110
平成8年10月1日から同年12月31日まで	90
平成9年10月1日から同年12月31日まで	90
平成10年1月1日から同年4月1日まで	90

」に、

平成9年10月1日から同年12月31日まで	90
平成10年1月1日から同年3月31日まで	90
平成10年4月1日から同年6月30日まで	90
平成10年7月1日から同年9月30日まで	90

」を

平成10年1月1日から同年3月31日まで	90
平成10年4月1日から同年6月30日まで	90
平成10年7月1日から同年9月30日まで	90

」に改める。

○厚生労働省告示第三百十号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年六月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱ区分０５９⑵を次のように改める。

⑵　人工膝（ひざ）関節用部品	
①　人工関節用部品(Ⅰ)	67,200円
②　人工関節用部品(Ⅱ)	216,000円

別表Ⅱ区分１４４⑵中「⑵」を「⑶」に改め、同表区分１４４⑵①の次に次のように加える。

②　ＭＲＩ対応型	4,500,000円